

地域における福祉の身近な相談相手

民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱を受けて、地域住民の福祉に関する困りごとや悩みごとの相談に応じ、必要な支援などを行って、今年、3年に1度の改選の年になります。

今月号では、地域の身近な相談相手である民生委員・児童委員の活動や委嘱までの流れなどをご紹介します。

民生委員・児童委員は
どんな活動をするの

民生委員・児童委員は、給与や報酬の支給を受けない特別職の地方公務員で、地域住民に何か困りごとがあれば、相談支援機関につなぐ大事なパイプ役も務めるなど、地域における福祉活動の中心的な役割を担っています。

民生委員・児童委員は、民生委員法に基づいて次のような活動を行って、います。

- ▼福祉に関する困りごとや悩みごとなどの相談
- ▼支援が必要な方が公的福祉サービスなどを適切に利用できるよう、相談支援機関へつなぐこと
- ▼支援が特に必要な方を発見した場合の通報、行政などとの連携
- ▼市民からの申請に基づく各種証明書



皆さんが支え合い、安心して住み続けられるまちづくりに努めています

民生委員・児童委員の1年

実施月	活動内容
5月	民生委員・児童委員協議会総会の出席
6月	交通安全声掛け運動の参加(～3月)
7月	高齢者世帯の訪問調査(～10月)
8月	民生委員・児童委員協議会の全体研修会の出席
9月	地区敬老会の参加協力
12月	要援護者マップの作成
月1回	地区民生委員・児童委員協議会定例会の出席
随時	・県主催研修の出席 ・新生児世帯の訪問調査(こんにちは赤ちゃん事業) ・長寿者家族慰労品の支給 ・相談支援活動、各種証明書の交付

▼行政からの依頼に基づく新生児・高齢者世帯の訪問調査

※民生委員・児童委員とは別に、児童福祉法に基づいて活動する主任児童委員もいます

民生委員・児童委員には
どんな人がなるの

民生委員・児童委員は、3つの基本姿勢を守り、常に市民の立場に立って相談を受け、必要な支援を行うこととされています。県の審査基準では、選ばれる方は、地域に一定期間以上居住し、地域から信頼されている方となっています。また、年齢要件が定められていて、任期は3年です。(再任も可)

民生委員・児童委員	30～74歳
主任児童委員	30～54歳(再任は63歳まで)

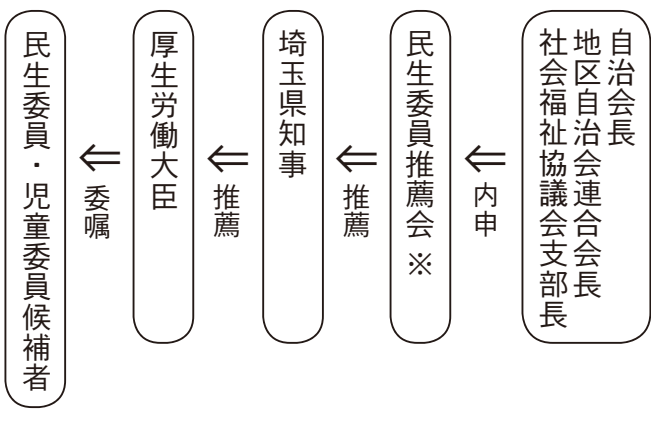
◆3つの基本姿勢

- ①社会奉仕の精神
社会奉仕の精神をもって、社会福祉の増進に努めます。
- ②基本的な人権の尊重
相談相手の人格と秘密を守り、差別をしません。
- ③政党・政治的目的への地位利用の禁止
職務上の地位を政党または政治的目的のために利用しません。

◆民生委員・児童委員などの年齢要件

委嘱までの流れ

民生委員・児童委員の定数は、それぞれの自治会ごとに決まっています。自治会長、地区自治会連合会長、社会福祉協議会支部長の連名により、狭山市民生委員推薦会に内申されます。



※民生委員法に基づき、市議会議員、民生委員、福祉関係事業者などの中から市長が委嘱した14人の委員で構成され、自治会長などから内申された候補者を審査し、県知事へ推薦します

問合せ福祉課へ内線1511

こんなときは、ご相談ください

- 子育てに関すること
子育ての不安、孤独感、ひとり親家庭、いじめ、不登校、引きこもり、虐待の相談など



- 高齢者に関すること
生きがいと仲間づくり、ひとり暮らし、寝たきり、介護の相談など



- ご近所の福祉に関すること
 - ・郵便受けに新聞がたまっている
 - ・昼間でも雨戸が閉まっている
 - ・夜でも洗濯が干されている など



- 障害に関すること
障害者手帳のこと、施設への入所・通所の相談など



私たちには守秘義務があります 安心してご相談ください

核家族化や少子高齢化が進み、身近に相談相手がないという方が増えています。困っている方が福祉の谷間に埋もれ、孤立化し、ついには悲しい事故を招いてしまうことのないよう、私たちは常に見守り活動を続けています。

民生委員・児童委員には「守秘義務」が課せられています。相談内容が他に漏れることはありませんので、困りごとがありましたら、安心してご相談ください。



狭山市民生委員・児童委員協議会 会長 奥富孝一さん

狭山市の民生委員・児童委員の改選
市内では、211人の民生委員・児童委員と児童福祉を専門に活動する20人の主任児童委員が、決められた担当区域で活動しています。(2月1日現在)
それぞれの委員の委嘱期間は3年間で、今年11月30日に任期満了となります。このため、各自治会では、2月から6月にかけて、次期民生委員・児童委員候補者の人選が行われます。